

佐賀県人事委員会細則第 1 号

佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則（昭和30年佐賀県人事委員会細則第 1 号）の一部を次のとおり改正する。  
平成28年 3 月31日

佐賀県人事委員会事務局長 社 頭 文 吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（副事務局長専決事項等） 第 2 条 副事務局長の専決事項については、佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第 2 号）別表第 2 の課長専決事務の欄に定められた事務に準ずるものとする。</p>	<p>（副事務局長専決事項等） 第 2 条 副事務局長の専決事項については、佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第 7 号）別表第 2 の課長専決事務の欄に定められた事務に準ずるものとする。</p>

附 則

この細則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。